

平成26年度における中部地区の景品表示法の運用状況等

平成27年6月18日
公正取引委員会事務総局
中部事務所
消費者庁

消費者庁は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当な表示及び過大な景品類の提供に対して、景品表示法の規定に基づいて厳正・迅速に対処するとともに、同法の普及・啓発に関する活動を行うなど、表示等の適正化に努めている。

公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反事件に係る調査権限を委任され、必要な調査を行うとともに、相談への対応、講師派遣等を通じた同法の普及・啓発に取り組んでいる。

平成26年度における中部地区（富山県，石川県，岐阜県，静岡県，愛知県及び三重県の6県）の景品表示法の運用状況は、次のとおりである。

第1 景品表示法違反事件の処理状況

1 概況

景品表示法違反事件については、公正取引委員会事務総局中部事務所（以下「中部事務所」という。）及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえ、消費者庁が、違反行為者に対して措置命令を行うほか、違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行うなどしている。

平成26年度における景品表示法の事件処理件数は、措置命令が1件、指導が13件の計14件であった（平成26年度の主要な処理事件は、別紙参照）。

表1 事件処理件数

（単位：件）

事 件	措置命令		指 導		合 計	
	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度
表 示 事 件	0	1	14	11	14	12
景 品 事 件	0	0	0	2	0	2
合 計	0	1	14	13	14	14

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局中部事務所取引課
電話 052-961-9423（直通）
ホームページ http://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/

2 表示事件

平成26年度に処理した表示事件は12件で、事件処理件数の大半（約86%）を占めた。

その内訳を延べ数で見ると、優良誤認（第4条第1項第1号）が4件、有利誤認（第4条第1項第2号）が10件であった。

平成26年度において、旅館が供給する貸切浴場の浴槽における温水及び料理に係る表示について、中部事務所及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえ、消費者庁において措置命令を行った。

表2 表示事件の内訳

（単位：件）

事 件	措置命令		指 導		合 計	
	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度
優良誤認 （第4条第1項第1号）	0	1	3	3	3	4
有利誤認 （第4条第1項第2号）	0	0	10	10	10	10
原産国表示等 （第4条第1項第3号）	0	0	1	0	1	0
合 計	0	1	14	13	14	14

（注） 関係法条が2以上にわたる事件があるため、本表の合計は表1の合計と一致しない。

3 景品事件

平成26年度に処理した景品事件は2件（約14%）であった。

表3 景品事件の内訳

（単位：件）

事 件	措置命令		指 導		合 計	
	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度
懸賞景品告示	0	0	0	0	0	0
総付景品告示	0	0	0	2	0	2
合 計	0	0	0	2	0	2

4 事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置（注）

平成26年度に行った指導及び助言又は勧告はなかった。

（注）平成26年12月に施行された改正景品表示法の規定により、事業者は、景品類の提供及び表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならないこととされた。消費者庁は、①事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、必要な指導及び助言をするとともに、②事業者が講ずべき措置を講じていないと認

めるときは、必要な措置を講ずべき旨の勧告をし、その勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

第2 景品表示法の普及・啓発活動等

1 景品表示法に関する相談

平成26年度に受け付けた相談件数は464件であった。具体的な相談内容としては、商品の効果・性能の表示に関する相談、食品の表示に関する相談、商品を販売する際の二重価格表示に関する相談、商品の原産国の表示に関する相談、景品類の提供限度額に関する相談等が挙げられる。

2 景品表示法に関する講師派遣等

平成26年度において、消費者団体等が開催する講習会に、計12回講師を派遣し、また、名古屋市（平成26年6月）及び津市（同年8月）において、一般消費者等を対象に、景品表示法等の内容を説明するセミナーを開催した。

3 関係行政機関との連携

(1) 食品表示に関する関係省庁等との連携

不適切な食品表示に関する監視強化等の観点から、中部地区における関係省庁（中部事務所、東海北陸厚生局、東海農政局、北陸農政局、中部管区警察局及び名古屋国税局）の担当課長等による「食品表示関係機関連絡会」（平成26年9月）及び消費者庁が主催した「消費者行政ブロック会議（中部・北陸ブロック）」（平成26年10月）にそれぞれ出席した。

(2) 中部地区管内各県等との連携

ア 中部地区景品表示法ブロック会議

中部地区における景品表示法の執行力の強化等に向けて、消費者庁が主催した、中部地区の各県の担当課長等による「景品表示法ブロック会議（中部ブロック）」（平成27年2月）に出席した。

また、中部地区管内の各県の景品表示法執行担当者や消費生活センターと個別に情報交換を行い、中部地区における景品表示法の執行等について連携の強化に努めた。

イ 東海4県広告表示等適正化推進会議

岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県における景品表示法の執行力の強化等に向けて、各県の景品表示法担当課長等により構成される「東海4県広告表示等適正化推進会議」（平成26年6月及び11月）にオブザーバーとして出席した。

平成26年度の主要な処理事件

1 措置命令（優良誤認）（第4条第1項第1号）

事件名	事件概要
(株)豆千待月 ^{まめせんたいげつ} に対する件 (26.10.23)	(株)豆千待月は、同社が運営する旅館において、 ① 貸切浴場の浴槽における温水について、例えば、平成24年11月中旬から平成26年3月17日までの間、「楽天トラベル」と称する旅行情報ウェブサイトにおいて、「貸切露天風呂 当館の貸切露天風呂は1300mの地下より湧き出る良質な温泉。とろりとした肌ざわりのお湯は日頃の疲れを癒すのにはもってこいです。日帰り入浴も好評です。」等と記載することにより、あたかも、当該浴槽における温水が、温泉であるかのように示す表示をしていたが、実際には、平成25年8月頃から同年12月17日までの間の当該浴槽における温水は、温泉法に規定する温泉ではなく、水道水を加温したものであった。 ② 「貸切露天風呂無料『知多の味覚の王様!』DXとらふぐ会席」と称する宿泊プランについて、遅くとも平成25年10月頃から平成26年2月末までの間、「JTBサイト」と称する旅行情報ウェブサイトにおいて、例えば、「トラフグ会席（通常料理）[10月1日～3月31日] 内容・特色 地元天然とらふぐを使った料理」等と記載することにより、あたかも、当該宿泊プランの利用者に提供する料理に天然のトラフグを使用しているかのように示す表示をしていたが、実際には、当該料理に、養殖のトラフグ又はトラフグよりも安価で取引されているゴマフグを使用していた。 ③ 例えば、「【1番人気】肉食系集合!知多牛ステーキ・あわび会席」と称する宿泊プランについて、遅くとも平成24年10月頃から平成25年11月末までの間、「じゃらんnet」と称する旅行情報ウェブサイトにおいて、「柔らかくてジューシーな地元和牛の知多牛のステーキ」と記載することにより、あたかも、当該宿泊プランの利用者に提供する料理に和牛を使用しているかのように示す表示をしていたが、実際には、当該料理に「和牛等特色ある食肉の表示に関するガイドラインについて」における和牛の定義に該当しない牛肉を使用していた。 (注)本事件の詳細については、 http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h26/oct/141023.html

2 主要な指導事件

(1) 表示事件

ア 優良誤認（第4条第1項第1号）

事件概要
A社は、飲み放題付きの料理コースを提供するに当たり、ウェブサイトにおいて、「ドリンクメニュー（全40品）ビール 生ビール・ピッチャー」と表示していた。 実際には、酒税法（昭和28年法律第6号）第3条第12号に定める「ビール」に該当しない同条第18号に定める「発泡酒」に該当する酒類を提供していた。
B社は、分譲住宅を販売するに当たり、新聞に折り込んだチラシにおいて、当該分譲住宅の交通の利便性について「■交通／〇〇本線『×』駅徒歩約3分」等と表示していた。 実際には、×駅から当該分譲住宅までの所要時間は徒歩約5分であった。

イ 有利誤認（第4条第1項第2号）

事 件 概 要
<p>C社は、太陽光発電設備付き住宅を供給するに当たり、フリーペーパーの広告等において、</p> <p>① 「実質ローン0円住宅」、「太陽光の20年間の固定買い取り期間が終了しても、その頃の電気代は同程度に値上がりしていることが予想されるので、その後の試算も大きく変わらないと思われます。」と</p> <p>② 「実質ローン0円住宅」、「太陽光年間売電金額777,395円」、「ローン2,000万円借入 月々54,380円 ●ボーナスなし 35年ローン」、「※銀行金利は0.775%とします。」等とそれぞれ表示していた。</p> <p>①について、実際には、固定価格買取制度における売電期間が終了した後も売電は保証されたものではなく、実質的なローン負担が0円となるといえるものではなかった。</p> <p>②について、実際には、太陽光年間売電金額は、必ずしも当該金額を売電できるものではないこと及び記載された銀行金利は変動金利であり、必ずしも月々のローンの支払金額が当該記載された金額になるものではないことから、必ずしも実質的なローン負担が0円となるといえるものではなかった。</p>
<p>D社は、食品を販売するに当たり、新聞に掲載した広告において、「希望販売価格8,100円 → 初回お試し価格2,500円 送料無料 ※お試し購入は1回限り お得な定期購入コースもあります 3,990円/月」と表示していた。</p> <p>実際には、「希望販売価格」と称する価格は、プライベート商品についてD社が製造業者と協議して任意に設定した価格であって、製造業者等により小売業者の価格設定の参考となるものとして設定され、あらかじめ、新聞広告、カタログ等により公表されているものではなく、また、実際に販売された実績のないものであった。</p>

(2) 景品事件（総付景品告示）

事 件 概 要
<p>E社は、コンタクトレンズの販売に関して、E社の運営する店舗を初めて利用した者に対して、もれなく「メガネ1本」（2,980円相当）を提供していた。</p> <p>（取引価額：3,100円、提供できる景品類の額：最高額 620円）</p>
<p>F社は、自動車用のエンジンオイル交換を行うことを申し込んだ者の中から、各日ごとに先着20名の者に対し、「自動車用エンジンオイル」の交換（1リットル当たり540円相当及び同エンジンオイル交換のための工賃1台当たり540円相当）を無料で提供していた。</p> <p>（取引価額：702円、提供できる景品類の額：最高額 200円）</p>

景品表示法による規制の概要

<表示>

<p>優良誤認 (第4条第1項第1号)</p>	<p>商品・役務の品質，規格その他の内容についての不当表示</p>
<p>不実証広告規制（第4条第2項） 優良誤認に該当する表示か否かを判断するために，事業者に対し，表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。当該資料の提出がないときは，当該表示は不当表示とみなす。</p>	
<p>有利誤認 (第4条第1項第2号)</p>	<p>商品・役務の価格その他の取引条件についての不当表示</p>
<p>誤認されるおそれのある表示 (第4条第1項第3号)</p>	<p>商品・役務の取引に関する事項について誤認されるおそれがある表示であって内閣総理大臣が指定するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 無果汁の清涼飲料水等についての表示 2 商品の原産国に関する不当な表示 3 消費者信用の融資費用に関する不当な表示 4 不動産のおとり広告に関する表示 5 おとり広告に関する表示 6 有料老人ホームに関する不当な表示

<景品>

<p>一般懸賞 (昭和52年告示3号)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">懸賞に係る取引の価額</th> <th colspan="2">景品類限度額</th> </tr> <tr> <th>最高額</th> <th>総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円未満</td> <td>取引の価額の20倍</td> <td rowspan="2">懸賞に係る売上 予定総額の2%</td> </tr> <tr> <td>5,000円以上</td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table>		懸賞に係る取引の価額	景品類限度額		最高額	総額	5,000円未満	取引の価額の20倍	懸賞に係る売上 予定総額の2%	5,000円以上	10万円
懸賞に係る取引の価額	景品類限度額											
	最高額	総額										
5,000円未満	取引の価額の20倍	懸賞に係る売上 予定総額の2%										
5,000円以上	10万円											
<p>共同懸賞 (昭和52年告示3号)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">景品類限度額</th> </tr> <tr> <th>最高額</th> <th>総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取引の価額にかかわらず 30万円</td> <td>懸賞に係る売上 予定総額の3%</td> </tr> </tbody> </table>		景品類限度額		最高額	総額	取引の価額にかかわらず 30万円	懸賞に係る売上 予定総額の3%				
景品類限度額												
最高額	総額											
取引の価額にかかわらず 30万円	懸賞に係る売上 予定総額の3%											
<p>総付景品 (昭和52年告示5号)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取引の価額</th> <th>景品類の最高額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000円未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上</td> <td>取引価額の2/10</td> </tr> </tbody> </table>		取引の価額	景品類の最高額	1,000円未満	200円	1,000円以上	取引価額の2/10				
取引の価額	景品類の最高額											
1,000円未満	200円											
1,000円以上	取引価額の2/10											
<p>業種別 景品告示 (4業種)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 新聞業 2 雑誌業 3 不動産業 4 医療用医薬品業，医療機器業及び衛生検査所業 											

○不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（景品類の制限及び禁止）

第三条 内閣総理大臣は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 内閣総理大臣は、事業者がした表示が前項第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、第六条の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

（措置命令）

第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を継承した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

(事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置)

第七条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、景品類の提供又は表示により不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害することのないよう、景品類の価額の最高額、総額その他の景品類の提供に関する事項及び商品又は役務の品質、規格その他の内容に係る表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

2～5 (省略)

(指導及び助言)

第八条 内閣総理大臣は、前条第1項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その措置について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第八条の二 内閣総理大臣は、事業者が正当な理由がなく第7条第1項の規定に基づき事業者が講ずべき措置を講じていないと認めるときは、当該事業者に対し、景品類の提供又は表示の管理上必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を行つた場合において当該事業者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(報告の徴収及び立入検査等)

第九条 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令又は前条第1項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその

事業に関して関係のある事業者の事務所，事業所その他その事業を行う場所に立ち入り，帳簿書類その他の物件を検査させ，若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 （省略）

（権限の委任）

第十二条 内閣総理大臣は，この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は，政令で定めるところにより，前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 （省略）

4 公正取引委員会，事業者の事業を所管する大臣又金融庁長官は，前二項の規定により委任された権限を行使したときは，政令で定めるところにより，その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 （省略）

○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条の規定による権限の委任等に関する政令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（公正取引委員会への権限の委任）

第二条 法第十二条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち，法第九条第一項の規定による権限は，公正取引委員会に委任する。ただし，消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。